

平成二十二年国土交通省令第五十号

国土調査法施行規則

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令を次のように制定する。

（地籍基本調査図の表示事項）

第一条 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）第二条第一項第四号イの国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる調査の種類に応じて、当該各号に定める事項とする。

- 一 効率的手法導入推進基本調査（国土調査法（昭和二十六年法律第八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（以下この条において「地籍基本調査」という。）のうち、航空レーザ測量等の地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入により、地籍調査の促進を図ることが必要な地域について行うものをいう。） 市街地にあってはイ、市街地以外の地域にあってはロに掲げる事項
- イ 街区の形状並びに不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点（以下この号において「登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点」という。）のうち当該街区の形状に係るものの現地における位置
- ロ 空中写真測量又は航空レーザ測量により確認した地形及び植生並びに登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点の現地における位置
- 二 被災地域境界基本調査（地籍基本調査のうち、地震による地盤の著しい変動が生じたことにより地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要な地域において、現況と地籍調査の成果との差異を明らかにするために行うものをいう。）調査地域について、地震が発生する前の状況に応じて配置した被災地域境界基本細部点（地盤の変動の状況を把握するために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。）の位置並びに当該被災地域境界基本細部点の地震による移動の方向及び大きさ

（地図及び簿冊の様式）

第二条 令第二条第二項の国土交通省令で定める地図及び簿冊の様式は、次の各号に掲げる種類に応じて、当該各号に定めるものとする。

- 一 地籍基本調査図、地籍図及び街区境界調査図 別記様式第一
- 二 効率的手法導入推進基本調査簿（前条第一号に掲げる調査を行う場合における地籍基本調査簿をいう。） 別記様式第二
- 三 被災地域境界基本調査簿（前条第二号に掲げる調査を行う場合における地籍基本調査簿をいう。） 別記様式第三
- 四 地籍簿 別記様式第四
- 五 街区境界調査簿 別記様式第五

（地籍調査に関する事業計画の様式等）

第三条 令第八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 令第九条の規定による添付書類に記載しなければならない事項は、同条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

- 一 測量の方式
- 二 都道府県が負担する経費の予定額
- 三 基準点の有無

（国土調査の実施の委託の要件）

第四条 法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 国土調査を適確に実施するに足る技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものであること。

（身分を示す証明書）

第五条 法第二十四条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第七とする。

（権限の委任）

第六条 法第二十三条の四に規定する国土交通大臣の権限（地籍調査に係るものに限る。）は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年三月三十一日国土交通省令第三七号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

（地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令の廃止）

2 地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令（昭和三十二年総理府令第三十五号）は、廃止する。

附 則 （令和二年九月二九日国土交通省令第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（地籍簿の様式を定める省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 地籍簿の様式を定める省令（昭和三十二年総理府令第三号）
 - 二 地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）
 - 三 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二年総理府令第四十三号）
 - 五 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二十三年国土交通省令第六号）
 - 六 被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二十八年国土交通省令第六十七号）
- （地籍簿の様式を定める省令等の廃止に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の同条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる省令の規定に基づいて作成した地図及び簿冊は、第一条の規定による改正後の国土調査法施行規則の相当する規定に基づいて作成したものとみなす。

（国土調査法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行前に交付した国土調査法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百八十三号）による改正前の国土調査法施行令別表第五による身分証明書は、第一条の規定による改正後の国土調査法施行規則別記様式第七による身分証明書とみなす。

別記様式第一（第二条第一号関係）

The diagram illustrates a rectangular form with various numbered boxes and dimensions. The form is defined by a large outer rectangle. Inside, there are several smaller boxes and lines:

- At the top left, there is a box labeled ⑦, followed by a box labeled ④, and then a box labeled ⑤. Below box ⑤ is a box labeled ③.
- At the top right, there is a box labeled ②, followed by a box labeled ①, and then a box labeled ⑧.
- At the bottom left, there is a box labeled ②, followed by a box labeled ①, and then a box labeled ⑧.
- At the bottom right, there is a box labeled ②, followed by a box labeled ①, and then a box labeled ⑧.

Dimensions are indicated by arrows and text:

- A horizontal dimension of 35.0mm is shown at the top left, spanning from the left edge to the start of box ⑤.
- A horizontal dimension of 23.5mm is shown at the top right, spanning from the right edge to the start of box ⑤.
- A horizontal dimension of 35.0mm is shown at the bottom right, spanning from the right edge to the start of box ②.
- A horizontal dimension of 23.5mm is shown at the bottom left, spanning from the left edge to the start of box ②.

(この用紙の大きさは、日本産業規格 A 3 とする。)

- ① 図郭線
- ② 図郭線の座標値
- ③ 地図の名称
- ④ 座標系記号
- ⑤ 測地系の名称
- ⑥ 地番区域見出図
- ⑦ 左上整理表題
- ⑧ 右下整理表題
- ⑨ 精度区分見出図
- ⑩ 隣接図郭線番号見出図

(備考)

- 1 地図の記載に当たっては、四辺の図郭線により区画された枠内に基準点等の位置、地番、土地の境界、土地利用、工作物の現況その他の必要な事項を表示するものとする。
- 2 ②の区画には、令別表第一に掲げる座標系に応じた平面直角座標値を記載するものとする。
- 3 ③の区画には、市区町村名又は都道府県名及び地図の種類を記載するものとする。

- 4 ④の区画には、令別表第一に掲げる座標系の区分による記号を記載するものとする。
- 5 ⑤の区画には、世界測地系その他の採用した測地系を記載するものとする。
- 6 ⑥の区画には、図郭線の枠内に表示された地番区域界を縮小して表示するものとし、各地番区域の名称を記載するものとする。ただし、図中に名称を表示することが困難な場合には、記号で表示し、区画下方に記号に対応する名称を記載するものとする。
- 7 ⑦の区画には、地図の図郭番号として、市区町村名の略称、市区町村内区画の番号及び市区町村内区画を細分する番号に応じて記載するものとする。
- 8 ⑧の区画には、上欄左半部に当該地図の図郭番号、上欄右半部に一筆地調査等の終了年月、下欄左半部に地図の縮尺、下欄右半部に測量を行った年月を記載するものとする。
- 9 ⑨の区画には、令別表第四に掲げる精度区分の名称、境界線及び測量の方式を必要に応じて表示するものとする。
- 10 ⑩の区画は、縦横の各三分割により九の区画に分割し、中心の分割区画に当該図郭を表示し、その他の分割区画に隣接の図郭番号（市区町村名の略称を除く。）を表示するものとする。

別記様式第二（第二条第二号関係）
（表紙様式）

郡			町		
市			大字		
区			村		
効 率 的 手 法 導 入 推 進 基 本 調 査 簿					
冊の内第			号		
番から			番まで		
調 期	査 簡	年	月	日	から
認 証 番	証 年 月 日 号	年	月	日	まで
実 機	施 関				

（この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

(効率的手法導入推進基本調査簿様式)

地区 の 基本 本 本 三 角 点 点	番 号	座 標 値		標 高	効率的 手法 導入 推進 基本 調査 図の 番号
		X m	Y m		

(この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。)

別記様式第三（第二条第三号関係）
（表紙様式）

郡市			町村			大字		
被 災 地 域 境 界 基 本 調 査 簿								
冊の内第			号					
調 期			査 簡			年 月 日 から		
認 証 年 月 日 号			年 月 日 号					
実 機			施 関					

（この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

別記様式第四（第二条第四号関係）

別記様式第四（第二条第四号関係）
（表紙様式）

		郡			
		市	町		
		区	村	大字	
地		籍		簿	
冊の内第		号			
番から		番まで			
調 期	査 間	年 月 日から 年 月 日まで			
認 証 番	年 月 日 号	年 月 日 号			
実 機	施 関				

（この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

(地籍簿様式)

[illegible]

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

別記様式第五（第二条第五号関係）

別記様式第五（第二条第五号関係）
（表紙様式）

郡			
市		町	大字
区		村	
街 区 境 界 調 査 簿			
冊の内		号	
番から		番まで	
調 期	査 間	年 年	月 月
認 証 番	年 月 日 号	年	月
実 機	施 関	日 号	

（この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

(街区境界調査簿様式)

街区番号				街区境界調査図番号				街区面積			
街区境界調査前の土地の表示						街区境界調査の結果					
字名	地番	地目	地積 m ²	所有者の住所及び 氏名又は名称		所有者の住所及び 氏名又は名称		原因及びその日付	街区境界調査 図番号		

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

別記様式第六（第三条関係）

〇〇年度 事業計画

〇〇都道府県

区分 調査を行う 者の名称	調査目的	調査地域	調査面積	調査期間	導入する効率的 調査方法の内容 (効率的調査方 法の導入が困難 であるときは、 その旨及びその 理由)	令第14条各 号に掲げる費 用に要する総額	摘 要
			k m ²			円	
計							

別記様式第七（第五条関係）

（第 一 面）

第 号	国土調査法第二十四条 第三項の規定に基づく 土地立入証	年 月 日 発行	発 行 者
	発行者の印		

（第 二 面）

所属機関又は団体名	右の所在地	本人の職名	氏 名	本人署名
				年 月 日生

(第 三 面)

備考					整理 番号	
					作業 地域	
					作業 種類	
					年 月 日	交付
					年 月 日	
					年 月 日	返納
					年 月 日	
					印者発行 の	

(第 四 面)

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）（抄）

第二十四条 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するために必要がある場合においては、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又は垣、さくその他これらに類するもので囲まれた土地に立ち入らせる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 国土調査の実施を妨げた者

二 （省略）

三 第二十四条の規定による立入りを拒み、又は妨げた者（以下省略）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。